

社会福祉法人博愛会 給食調理業務プロポーザル実施要領

(別添)

仕様書

各種様式

様式第 1 号 参加表明書兼参加資格確認申請書

様式第 2 号 提案見積書

任意様式 委任状

任意様式 参加辞退届

様式第 3 号 質問書

記

参加表明書の代表者以外の者が手続を行う場合は、委任状をご提出ください。

本件プロポーザルは、以下の施設を対象とし、見積金額内訳は明記することとする。

<対象施設>

鳥取県米子市一部 555 番地 社会福祉法人博愛会

想定食数：朝 89 食、昼 139 食、間食 84 食、夕 89 食

基準食数：朝 79 食、昼 124 食、間食 74 食、夕 79 食

以上

プロポーザル実施要領

社会福祉法人博愛会給食調理業務に係る受託候補者の選定については、価格のみでなく、業務実績、実施体制、衛生管理、提案内容及び見積金額等を総合的に評価するため、プロポーザル方式により実施する。

1 プロポーザルに付する事項

(1) 業務の名称

社会福祉法人博愛会給食調理業務

(2) 業務の仕様

別添仕様書のとおり

(3) 履行期間

令和9年4月1日（木）から令和10年3月31日（金）まで

ただし、期間満了後については、業務の履行状況、契約条件その他必要な事項を勘案し、双方協議の上、年度ごとに契約を更新することがある。

2 参加資格

次に掲げる事項の全てを満たす法人であること。

1. 高齢者福祉施設、障害者福祉施設又は医療機関のいずれかにおいて給食業務委託の実績を2年以上有すること。
2. 公表日時点において、当該自治体等による業務停止命令を受けていないこと。
3. 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがされていない者であること。
4. 食品衛生関係法令を遵守し、必要な栄養士、調理師その他の従事者を確保し、安定した人員配置が可能であること。

3 業務の概要

受託者は、入居者及び利用者に対し、安全でおいしく、かつ個々の状態に応じた食事を安定的に提供するため、仕様書、契約書その他関係書類の定めに従い、給食調理業務を履行するものとする。

区分	想定食数	基準食数	変更締切
朝食	89 食	79 食	前日 16 時
昼食	139 食	124 食	当日 10 時
間食	84 食	74 食	当日 10 時
夕食	89 食	79 食	当日 15 時

※食数の連絡方法は食事箋提出によるものとする。

4 参加表明の申し込み

本件プロポーザルに参加を希望する者は、次に従い、参加表明書に関係書類を添えて提出し、参加資格の確認を受けること。

(1) 提出場所

〒689-3533 鳥取県米子市一部 555 番地

社会福祉法人博愛会

TEL：0859-37-1100 FAX：0859-27-7233

Mail：t.sakaguchi@hakuaien.net（担当：総合企画室 坂口宛）

(2) 提出期間

令和 8 年 10 月 20 日（火）から令和 8 年 10 月 31 日（土）

午前 10 時 00 分から午後 4 時 00 分

(3) 提出書類

ア 様式第 1 号 参加表明書兼参加資格確認申請書

イ 法人パンフレット等業務実績の分かるもの。

ウ 法人役員名簿（パンフレット等に記載のある場合は不要）

エ 企画提案書

オ 提案見積書

（注：提出した書類について説明を求めた場合は速やかにこれに応じること）

(4) 提出方法

前記（1）の場所に持参若しくは郵送等によるものとする。

なお、郵送等の場合、令和 8 年 10 月 31 日（土）午後 4 時までに必着のこと。

(5) 参加資格の確認

令和 8 年 11 月 9 日（月）までに、TEL 若しくはメールにて通知する。

(6) 質問書（実施要領及び仕様書・契約書案について）の提出

質問書の提出は、令和 8 年 10 月 26 日（月）まで前記（1）提出場所へ FAX 若しくはメールで行うこと。回答は令和 8 年 10 月 28 日（水）までに FAX 若しくはメールにて行う。

(7) その他

ア 申込書等関係書類の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とする。

イ 提出された申込書等関係書類は返却しないものとする。

ウ 提出期限を超えての差し替え又は再提出は、原則として受け付けない。

5 実施要領、仕様書を示す場所及び期間

(1) 場所：社会福祉法人博愛会

鳥取県米子市一部 555 番地

(2) 日時：令和 8 年 10 月 20 日（火）から令和 8 年 10 月 31 日（土）

午前 10 時 00 分から午後 4 時 00 分

6 提案書等の提出方法及び見積金額の記載について

(1) 企画提案書、提案見積書その他提出書類は、下記 7 による場所、日時までに提出すること。

ただし、郵送等による場合は、封筒に入れ表面に「社会福祉法人博愛会給食調理業務に係るプロポーザル関係書類在中」と明記のうえ、令和 8 年 10 月 31 日（土）午後 4 時までに下記 7 の場所必着のこと。

(2) 見積金額は、食材費及び管理費の合計金額（年額）を記載すること。

(3) 提案内容については、業務実績、実施体制、衛生管理、危機管理、食事提供に関する工夫等を含め、総合的に評価する。

(4) 提供する食材の食数については、仕様書記載の食数条件を参照のこと。

7 審査の場所及び日時

(1) 場所：社会福祉法人博愛会

鳥取県米子市一部 555 番地 第一会議室

(2) 日時：令和 8 年 11 月 17 日（火）午前 10 時 00 分

(3) 審査

審査は、提出書類の内容確認のほか、一次審査（プレゼンテーション審査）、必要に応じて二次審査（試食審査）を行った上で実施する。

審査にあたっては、提案内容、実施体制、衛生管理、安定供給体制、見積金額等を選考委員が総合的に評価し、最も適した提案者を契約候補者として選定する。

8 審査方法

提出書類、業務実績、実施体制、衛生管理、危機管理、食事提供の工夫、見積金額等を総合的に評価する。

9 契約候補者の選定

最も高い評価を得た提案者を契約候補者として選考委員が選定する。

最高評価者が複数ある場合は、提案内容及び見積内容を踏まえ、法人が総合的に判断する。契約候補者との協議が整わない場合は、次順位の提案者と協議することがある。

10 プロポーザルの中止

天災その他やむを得ない理由によりプロポーザルの実施が困難となった場合は、中止又は日程変更を行うことがある。その場合は参加予定者へ TEL 又はメールにて通知する。

11 契約書の作成

契約候補者は、選定通知後、法人と協議の上、速やかに契約書の締結を行うものとする。協議が整わない場合は、契約候補者の選定を取り消すことがある。

12 その他

当該プロポーザル手続及び契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

以上